

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成28年1月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500325号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1500060号

第1 結論

昭和57年11月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年11月から昭和61年3月まで

私は、結婚後の昭和61年6月に、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続の際、その場で、初めて被保険者となった昭和57年11月1日からの国民年金保険料を現金で一括納付した。

請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、結婚後の昭和61年6月にA市B区役所で国民年金加入手続を行い、その場で請求期間の国民年金保険料を現金で一括納付したと主張しているところ、請求者の国民年金加入手続時期は、請求者の住民票に記載されているA市B区への転入手続日及びオンライン記録の資格取得処理日から、同年5月ないし6月頃と推認され、当該加入手続時点において、請求期間のうち24か月(昭和59年4月～昭和61年3月)の保険料は、過年度納付により納付するほかないが、制度上、当該区役所では、過年度分の保険料を現金で納付する取扱いは行われていない上、請求者は、遡って納付したとする納付金額について具体的に覚えていないことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、当該加入手続時点において、請求期間のうち17か月(昭和57年11月～昭和59年3月)は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500312号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500151号

第1 結論

昭和41年7月21日から昭和43年6月24日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和43年6月28日から同年7月1日までの期間について、請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和45年1月18日から昭和46年2月19日までの期間について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和46年7月21日から昭和47年11月26日までの期間について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和57年5月10日から平成5年2月15日までの期間について、請求者のD社(その後、E社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

平成5年8月15日から平成18年2月3日までの期間について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和41年7月21日から昭和43年6月24日まで
② 昭和43年6月28日から同年7月1日まで
③ 昭和45年1月18日から昭和46年2月19日まで
④ 昭和46年7月21日から昭和47年11月26日まで
⑤ 昭和57年5月10日から平成5年2月15日まで
⑥ 平成5年8月15日から平成18年2月3日まで

私は、昭和41年4月1日にA社に入社し、昭和43年6月23日に退職するまで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録は、昭和41年4月1日から同年7月21日までの期間のみで、請求期間①に係る記録が無い。

また、昭和43年6月28日にB社に入社し、昭和47年11月25日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録は、昭和43年7月1日から昭和45年1月18日までの期間及び昭和46年2月19日から同年7月21日までの期間のみ

で、請求期間②、③及び④に係る記録が無い。

さらに、昭和 57 年 5 月 10 日に D 社に本名ではなく通称名で入社し、平成 18 年 2 月 2 日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録は、関係会社へ出向していた平成 5 年 2 月 15 日から同年 8 月 15 日までの期間のみで、請求期間⑤及び⑥に係る記録が無い。

請求期間①、②、③、④、⑤及び⑥を厚生年金保険の被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、昭和 41 年 4 月 1 日に A 社に入社し、昭和 43 年 6 月 23 日に退職するまで継続して勤務していたと主張しているところ、請求者と同期入社の同僚は、請求者は当該期間に同社で勤務していたと回答していることから、請求者が当該期間に同社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社は、「請求者の請求期間①の在籍及び厚生年金保険料の控除については、確認できる資料が無いため不明である。」と回答しており、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A 社に係る厚生年金保険の事業所別被保険者名簿において、i) 請求者は、昭和 41 年 7 月 21 日に被保険者資格を喪失し、健康保険証が返還された旨の記載があること、ii) 請求期間①に請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無いことが確認できる上、当該被保険者資格の喪失日は、オンライン記録と一致している。

さらに、請求者の A 社に係る雇用保険の記録においても、被保険者資格の喪失日は、オンライン記録と符合している。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②、③及び④について、請求者は、昭和 43 年 6 月 28 日に B 社（現在は、C 社）に入社し、昭和 47 年 11 月 25 日に退職するまで継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、C 社は、保管している請求者の B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に基づく記録から、請求者は、請求期間②、③及び④に、同社に在籍していなかったと回答している。

また、請求者が B 社で、一緒に勤務していたとする父親及び同僚は既に亡くなっている上、同社で請求期間②、③及び④に勤務していた複数の従業員に照会したものの、請求者を覚えている者はおらず、請求者の当該期間における同社での勤務実態を確認することはできない。

さらに、請求期間②、③及び④について、上記の資格取得通知書及び資格喪失確認通知書から、請求者は、B 社の厚生年金保険の被保険者資格を、昭和 43 年 7 月 1 日に取得し、昭

和 45 年 1 月 18 日に喪失した後、再度、同資格を、昭和 46 年 2 月 19 日に取得し、同年 7 月 21 日に喪失していることが確認でき、これら同社における厚生年金保険被保険者資格の得喪年月日は、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者原票の記載及び雇用保険の記録並びにオンライン記録と一致又は符合している。

このほか、請求者の請求期間②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求期間⑤及び⑥について、請求者は、昭和 57 年 5 月 10 日に D 社に入社し、関係会社へ出向した期間を除いて、平成 18 年 2 月 2 日に退職するまで派遣社員として、本名ではなく通称名で勤務していたと主張しているところ、請求者が所持している雇用契約書及び同僚の回答から、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業主の代理人である D 社の元取締役は、「請求者の請求期間⑤及び⑥の在籍及び保険料控除については、確認できる資料が無いため不明である。」と回答している。

また、D 社の複数の従業員は、同社では厚生年金保険の加入について、雇用形態によって異なる取扱いをしていた旨の回答をしていることから、同社では請求期間⑤及び⑥当時、従業員全てを厚生年金保険に加入させる取扱いとはなっていなかったことがうかがえる。

さらに、D 社は、平成 13 年 3 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間⑥のうち、同年 3 月 23 日から平成 18 年 2 月 3 日までの期間については、適用事業所としての記録は無い。

このほか、請求者の請求期間⑤及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。